

鹿児島県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応するため、介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において介護サービス事業者等に対し交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）及び令和6年度介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業等）交付要綱（令和7年2月7日厚生労働省発老0207第4号厚生労働事務次官通知別紙）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 額
実施要綱4(1)に規定された対象事業所における職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用として実施要綱に基づき算出された経費	補助額＝a×b a 一月当たりの介護報酬総額（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む。） b サービス類型別交付率（別紙） ※ 1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金額は、対象月（原則として令和6年12月とする。同月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなどの場合には、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。）の介護報酬総額から算出した額とする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り反映することとする。

(計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表（実施要綱別紙様式2-3）
- (2) 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票（実施要綱別紙様式2-4）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出した計画書の内容に変更が生じた場合、変更に係る届出書（介護人

材確保・職場環境改善等事業）（実施要綱別紙様式4）に、変更後の計画書等を添付して提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出については、事業者が対象月において提供したサービス分の介護報酬の請求を、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について、補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなす。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付の決定及び確定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなした場合において、国保連から提供を受けた情報等に基づき、規則第4条及び第14条の規定による補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 規則第4条及び第14条の規定に基づく交付決定及び確定の通知は、国保連から支払額通知書を介護サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が対象月において提供したサービス分の介護報酬の請求を国保連に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。

3 この補助金は、法人ごとに、原則として、国保連又は鹿児島県との間の取引で使用するものとして届け出られている口座（債権譲渡されている事業所等の口座は除く。）のうち一つの口座に対し、支払（振込）を行うこととする。

（実施要綱に基づく実績報告）

第8条 実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、次に掲げるとおりとする。

(1) 介護人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（実施要綱別紙様式3-1）

(2) 介護人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（施設・事業所別個表）（実施要綱別紙様式3-2）

2 実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、補助金の交付を受けた後に提出するものとし、提出期限は別に知事が定める日までとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から適用する。

別紙

介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。